



厚生労働省発基安 1 2 1 2 第 2 号

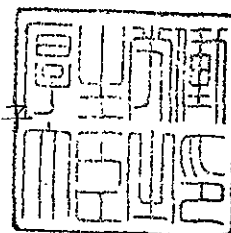
労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 2 3 年 1 2 月 1 2 日

厚生労働大臣 小宮山 洋子



東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則案要綱

第一 総則

一 事故由来放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る放射線障害防止の基本原則

事業者は、除染等業務従事者その他の労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするように努めなければならないものとする。

二 定義

- (一) 「事業者」とは、除染等業務を行う事業の事業者をいう。
- (二) 「除染等業務従事者」とは、除染等業務に従事する労働者をいう。
- (三) 「電離放射線」とは、電離放射線障害防止規則の電離放射線をいう。
- (四) 「事故由来放射性物質」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。

(五) 「土壤等の除染等の業務」とは、放射性物質汚染対処特措法に規定する除染特別地域又は汚染状況

重点調査地域（以下「除染特別地域等」という。）内における事故由来放射性物質により汚染された
土壤等の除去、汚染の拡散の防止その他の措置を講ずる業務をいう。

(六) 「除去土壤」とは、(五)の措置に伴い生じた土壤（セシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能
濃度の値が一万ベクレル毎キログラムを超えるものに限る。）をいう。

(七) 「廃棄物収集等業務」とは、除染特別地域等内における除去土壤又は事故由来放射性物質により汚
染された廃棄物（セシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の値が一万ベクレル毎キログ
ラムを超えるものに限る。）の収集、運搬又は保管に係る業務をいう。

(八) 「除染等業務」とは、土壤等の除染等の業務又は廃棄物収集等業務をいう。

第二 線量の限度及び測定

一 除染等業務従事者の被ばく限度

(一) 事業者は、除染等業務従事者の受ける実効線量が五年間につき百ミリシーベルトを超えず、かつ、
一年間につき五十ミリシーベルトを超えないようにしなければならないものとする。

(二) 事業者は、(一)にかかわらず、女性の除染等業務従事者（妊娠する可能性がないと診断されたもの及び(三)のものを除く。）の受ける実効線量については、三月間につき五ミリシーベルトを超えないようにしなければならないものとする。

(三) 事業者は、妊娠と診断された女性の除染等業務従事者の受ける線量が、妊娠中につき次の線量の区分に応じて、それぞれに定める値を超えないようにしなければならないものとする。

1 内部被ばくによる実効線量については、一ミリシーベルト

2 腹部表面に受ける等価線量については、二ミリシーベルト

二 線量の測定

(一) 事業者は、除染等業務従事者が除染特別地域等内における除染等業務に係る作業（以下「除染等作業」という。）により受ける外部被ばくによる線量を測定しなければならないものとする。

(二) 事業者は、(一)による線量の測定に加え、除染等業務従事者が除染特別地域等内（平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時を超える場所に限る。）における除染等作業により受ける内部被ばくによる線量の測定又は内部被ばくに係る検査を次に定めるところにより行わなければならないものと

すること。

1 高濃度汚染土壌等（セシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の値が五十万ベクレル毎キログラムを超えるものに限る。）を取り扱う作業であつて、粉じん濃度が十ミリグラム毎立方メートルを超える場所において行われるものに従事する除染等業務従事者については、三月以内（一月間に受ける実効線量が一・セミリシーベルトを超えるおそれのある女性（妊娠する可能性がないと診断されたものを除く。）及び妊娠中の女性にあつては一月以内）ごとに一回内部被ばくによる線量の測定を行うこと。

2 イ又はロの作業に従事する除染等業務従事者については、厚生労働大臣が定める方法により内部被ばくに係る検査を行うこと。

イ 高濃度汚染土壌等を取り扱う作業であつて、粉じん濃度が十ミリグラム毎立方メートル以下の場所において行われるもの

ロ 高濃度汚染土壌等以外の汚染土壌等又は除去土壌若しくは汚染廃棄物を取り扱う作業であつて、粉じん濃度が十ミリグラム毎立方メートルを超える場所において行われるもの

(三) 事業者は、(二)の2の検査の結果が厚生労働大臣が定める基準を超えた場合は、当該除染等業務従事者について、(二)の1で定める方法により内部被ばくによる線量の測定を行わなければならないものとする。

(四) (一)による外部被ばくによる線量の測定は、一センチメートル線量当量について行うものとする。

(五) (一)による外部被ばくによる線量の測定は、男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性にあっては胸部に、その他の女性にあっては腹部に放射線測定器を装着させて行わなければならないものとする。

(六) (四)及び(五)にかかわらず、事業者は、除染等業務従事者の除染特別地域等内（平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所に限る。）における除染等作業により受ける(一)による外部被ばくによる線量の測定を厚生労働大臣が定める方法により行うことができるものとする。

(七) (二)による内部被ばくによる線量の測定に当たっては、厚生労働大臣が定める方法によってその値を求めるものとする。

(八) 除染等業務従事者は、除染特別地域等内（平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時を超え

る場所に限る。)における除染等作業を行う場所において、放射線測定器を装着しなければならないものとする。

三 線量の測定結果の確認、記録等

- (一) 事業者は、一日における外部被ばくによる線量が一センチメートル線量当量について一ミリシーベルトを超えるおそれのある除染等業務従事者については、二の(一)による外部被ばくによる線量の測定の結果を毎日確認しなければならないものとする。

- (二) 事業者は、二の(五)から(七)までによる測定又は計算の結果に基づき、次の除染等業務従事者の線量を、遅滞なく、厚生労働大臣が定める方法により算定し、記録し、これを三十年間保存し、又は五年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡さなければならないものとする。

- 1 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性の実効線量の三月ごと、一年ごと及び五年ごとの合計(五年間において実効線量が一年間につき二十ミリシーベルトを超えたことのない者は、三月ごと及び一年ごとの合計)

- 2 1以外の女性の実効線量の一月ごと、三月ごと及び一年ごとの合計(一月間に受ける実効線量が

一・七ミリシーベルトを超えるおそれのないものは、三月ごと及び一年ごとの合計)

3 妊娠中の女性の内部被ばくによる実効線量及び腹部表面に受ける等価線量の一月ごと及び妊娠中の合計

(三) 事業者は、除染等業務従事者に(二)の1から3までの線量を、遅滞なく、知らせなければならないものとする。

第三 除染等業務の実施に関する措置

一 事前調査

(一) 事業者は、除染等業務を行おうとするときは、あらかじめ、除染等作業を行う場所について、次の事項を調査し、結果を記録しておかなければならないものとする。

1 除染等作業の場所の状況

2 除染等作業の場所の平均空間線量率

3 除染等作業の対象となる汚染土壌等又は除去土壌若しくは汚染廃棄物に含まれるセシウム百三十

四及びセシウム百三十七の放射能濃度の値

(二) 事業者は、労働者を除染等作業に従事させる場合には、あらかじめ、(一)の調査終了年月日、調査方法及び結果の概要を当該労働者に明示しなければならないものとする。

二 作業計画

事業者は、除染等業務を行おうとするときは、あらかじめ、次の事項に係る除染等作業の作業計画を定め、これに関係労働者に周知し、かつ、当該作業計画により除染等作業を行わなければならないものとする。

- 1 除染等作業の場所及び除染等作業の方法
- 2 除染等業務従事者の被ばく線量の測定方法
- 3 除染等業務従事者の被ばくを低減するための措置
- 4 除染等作業に使用する機械等の種類及び能力
- 5 労働災害が発生した場合の応急の措置

三 作業の指揮者

事業者は、除染等業務を行うときは、除染等作業を指揮するため必要な能力を有すると認められる者

のうちから、当該除染等作業の指揮者を定め、その者に二の作業計画に基づき当該除染等作業の指揮を行わせるとともに、次の事項を行わせなければならないものとする。

- 1 除染等作業の手順及び除染等業務従事者の配置を決定すること。
- 2 除染等作業に使用する機械等の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 3 放射線測定器及び保護具の使用状況を監視すること。
- 4 除染等作業を行う箇所には、関係者以外の者を立ち入らせないこと。

四 作業の届出

元方事業者は、除染特別地域等内（平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時を超える場所に
限る。）において土壤等の除染等の業務を行おうとするときは、あらかじめ、届書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないものとする。

五 診察等

- (一) 事業者は、次のいずれかに該当する除染等業務従事者に、速やかに、医師の診察又は処置を受けさせなければならないものとする。

1 第二の一の(一)に規定する限度を超えて実効線量を受けた者

2 事故由来放射性物質を誤って吸入摂取し、又は経口摂取した者

3 洗身等により汚染を四十ベクレル毎平方センチメートル以下にすることができない者

4 傷創部が汚染された者

(二) 事業者は、(一)のいずれかに該当する者があるときは、速やかに、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならないものとする。

第四 汚染の防止

一 粉じんの発散を抑制するための措置

事業者は、除染等作業のうち第二の二の(二)の1又は2のものを除染等業務従事者に行わせるときは、当該除染等作業の対象となる汚染土壌等又は除去土壌若しくは汚染廃棄物を湿潤な状態にする等の措置を講じなければならないものとする。

二 廃棄物収集等業務を行う際の容器の使用等

(一) 事業者は、廃棄物収集等業務を行うときは、容器に入れることが著しく困難なものについて、除去

土壌又は汚染廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずる場合を除き、汚染の拡大を防止するため、容器を用いなければならないものとする。

- (二) 事業者は、(一)の容器には、次の区分に応じ、次の構造を具備したものをを用いなければならないものとする。

1 除去土壌又は汚染廃棄物の収集又は保管に係る業務 除去土壌又は汚染廃棄物が飛散し、及び流出するおそれがないもの

2 除去土壌又は汚染廃棄物の運搬に係る業務 除去土壌又は汚染廃棄物が飛散し、及び流出するおそれがないものであって、容器を専用積載で運搬する場合で放射線の遮蔽等必要な措置を講ずる場合を除き、容器又はそのこん包の表面から一メートルの距離における一センチメートル線量当量率が、 0.1 ミリシーベルト毎時を超えないもの

- (三) 事業者は、(一)の容器には、除去土壌又は汚染廃棄物を入れるものである旨を表示しなければならないものとする。

- (四) 事業者は、除去土壌又は汚染廃棄物を保管するときは、(一)の容器を用い、又は必要な措置を講ずる

ほか、標識により明示し、囲い等を設けなければならないものとする。

三 退出者の汚染検査

- (一) 事業者は、除染等業務が行われる作業場又はその近隣の場所に汚染検査場所を設け、除染等業務従事者が当該作業場から退出するときは、その身体及び装具の汚染の状態を検査しなければならないものとする。

- (二) 事業者は、除染等業務従事者の身体又は装具が四十ベクレル毎平方センチメートルを超えて汚染されていると認められるときは、次の措置を講じなければ、除染等業務従事者を作業場から退出させてはならないものとする。

1 身体の汚染が四十ベクレル毎平方センチメートル以下になるように洗身等をさせること。

2 装具が汚染されているときは、その装具を脱がせ、又は取り外させること。

- (三) 除染等業務従事者は、(二)の事業者の指示に従い、洗身等をし、又は装具を脱ぎ、若しくは取り外さなければならないものとする。

四 持出し物品の汚染検査

(一) 事業者は、作業場から持ち出す物品については、二の(一)の容器を用い、又は必要な措置を講じて、他の除染等業務が行われる作業場まで運搬する場合を除き、持出しの際に、三の(一)の汚染検査場所において、その汚染の状態を検査しなければならないものとする。

(二) 事業者及び労働者は、当該物品が四十ベクレル毎平方センチメートルを超えて汚染されていると認められるときは、二の(一)の容器を用い、又は必要な措置を講じて、汚染除去施設、貯蔵施設若しくは廃棄施設又は他の除染等業務の作業場まで運搬する場合を除き、その物品を持ち出してはならないものとする。

五 保護具

(一) 事業者は、除染等作業のうち第二の二の(二)の1又は2のものを除染等業務従事者に行わせるときは、当該除染等作業の内容に応じた有効な呼吸用保護具、保護衣類、手袋又は履物を備え、これらを除染等業務従事者に使用させなければならないものとする。

(二) 除染等業務従事者は、(一)の作業に従事する間、(一)の保護具を使用しなければならないものとする。

六 保護具の汚染除去

事業者は、使用させる保護具が四十ベクレル毎平方センチメートルを超えて汚染されていると認められるときは、あらかじめ、洗浄等により四十ベクレル毎平方センチメートル以下になるまで汚染を除去しなければ、除染等業務従事者に使用させてはならないものとする。

七 喫煙等の禁止

(一) 事業者は、除染等業務を行うときは、事故由来放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を、あらかじめ、労働者に明示しなければならないものとする。

(二) 労働者は、(一)の作業場で喫煙し、又は飲食してはならないものとする。

第五 特別の教育

事業者は、除染等業務に労働者を就かせるときは、次の科目について、特別の教育を行わなければならないものとする。

- 1 電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識

第六 健康診断

一 健康診断

(一) 事業者は、除染等業務に常時従事する除染等業務従事者に対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの

際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならないものとする。

- 1 被ばく歴の有無の調査及びその評価
- 2 白血球数及び白血球百分率の検査
- 3 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマクリット値の検査
- 4 白内障に関する眼の検査

5 皮膚の検査

- (二) (一)の定期の健康診断を行おうとする日の属する年の前年一年間に受けた実効線量が五ミリシーベルトを超えず、かつ、当該健康診断を行う日の属する一年間に受ける実効線量が五ミリシーベルトを超えるおそれのない者は、(一)の2から5までの項目は、医師が必要と認めないときには、行うことを要しないこと。

二 健康診断の結果の記録

事業者は、一(一)の健康診断の結果に基づき、健康診断個人票を作成し、これを三十年間保存し、又は五年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡さなければならないものとする。

三 健康診断の結果についての医師からの意見聴取

一(一)の健康診断の結果に基づく医師からの意見聴取は当該健康診断が行われた日等から三月以内に行い、聴取した医師の意見を健康診断個人票に記載しなければならないものとする。

四 健康診断の結果の通知

事業者は、一の(一)の健康診断を受けた除染等業務従事者に対し、遅滞なく、その結果を通知しなければならないものとする事。

五 健康診断結果報告

事業者は、一の(一)の健康診断を行ったときは、遅滞なく、結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないものとする事。

六 健康診断等に基づく措置

事業者は、一の(一)の健康診断の結果、放射線による障害が生じていると認められる者等については、その障害等がなくなるまで、就業場所又は業務の転換等更等健康の保持に必要な措置を講じなければならないものとする事。

第七 雑則

一 放射線測定器の備付け

事業者は、原則として、この省令で規定する義務を遂行するために必要な放射線測定器を備えなければならないものとする事。

二 記録等の引渡し等

- (一) 第二の三の(二)の記録及び第六の二の健康診断個人票を作成し、保存する事業者は、事業を廃止しようとするときは、当該記録及び当該健康診断個人票を厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すものとする。

- (二) 第二の三の(二)の記録及び第六の二の健康診断個人票を作成し、保存する事業者は、除染等業務従事者が離職するとき又は事業を廃止しようとするときは、当該除染等業務従事者に対し、当該記録及び当該健康診断個人票の写しを交付しなければならないものとする。

三 線量の合算

事業者は、除染等業務従事者の受ける線量に、当該除染等業務従事者が放射線業務従事者として受けた線量を合算しなければならないものとする。

第八 施行期日等

- 一 この省令は、平成二十四年一月一日から施行すること。
- 二 関係省令について所要の規定の整備を行うこと。